

世話人所感（2018/6/10 世話人会）

看護未来塾では、毎月世話人会を開いて看護界の今日的課題について喧々諤々の議論をしているが、それが塾員をはじめ看護界の関心ある方々と共有されていないことから、今回の世話人会から、出席者の中から1人担当を決めて、世話人会の議論の様子を伺いような記事を公表しようということになった。しかし、これはあくまでも執筆者の自由な主観も入れての所感であり、世話人会を代表しての発言ではないことを断っておきたい。

認定看護師制度の再構築案への疑念と協会に求める説明責任

6月10日の世話人会は、日本看護協会が推し進めようとしている認定看護師制度の再構築について、疑念、憤慨、憂慮など様々な感情が入り乱れて議論が白熱した。もっとも憤慨したのは、新たな制度構築の議論と決定の経緯が不透明だということ。認定看護師制度は20年以上続いており、その間に認定看護分野を21分野に増やし、1万8700人もの認定者を輩出し、各分野で水準の高い看護実践の成果を出し、患者からも認知されてきている看護界全体の制度を改革するのであれば、どんな立場の人たちが、どのような議論を尽くして制度の再構築案を作成し、関係者に対してどのような場で、どんな説明・意見聴取を行い、賛成意見だけでなく反対意見も公表してそれらの意見をどう集約し、案に反映させたのか、案はいつ、どのようにして決定したのか、日本看護協会は十分かつ適切に説明する責任がある。日本看護協会は内部のプロジェクトで議論をし、協会外の関係機関・団体、関係者にはヒアリングやアンケート調査を行って事足りりとしているようだが、看護界の重要な制度創設や再構築にあたっては、すでに法人化している組織も多いことから、お互いに対等に協議できる組織を作って、看護界全体の同意を取り付けるのが当然ではないかと考える。

再構築の前提としての分野名再編は専門学会との合議を図るべき

認定看護師教育制度の再構築にあたって、日本看護協会は分野の整理、統合をしようとしている。日本看護協会から各関係学会に分野名再編の打診はしたようだが、誰が誰にどのような説明を持って打診したのか明確ではない。世話人会が各関係学会に問い合わせた状況では、明確に反対意見を表明したが反映されていない、関連領域の2つの分野を統合することは聞いたがどんな名称にするかは聞いていない、学会名と同じ名称を分野につけることに違和感がある、特定行為の内容が分野と相容れないといった回答が寄せられ、ヒアリングの仕方がずさんであり、学会の意見が適切に反映されていないと思われる。

特定行為研修とのドッキングは認定看護師既得権者と患者の権利の侵害

疑念として出たのは、もし日本看護協会が言うところの「新たな認定看護師制度」が発足することになると、組み込まれた特定行為研修プログラムを受講しないことを選択する認定看護師は、その資格を失うことになるのかということ。この点について、日本看護協会は2026年をもって現行の認定看護師教育はやめるというだけで、資格の更新ができないとは明言していない。改革によって自分の資格がどうなるのかは当事者にとって深刻な問題である。既存の制度によって利益を被っていた人が、不利益になるような改革は避けるべきだろう。また、教育制度の再構築によって、認定看護師としての本来の教育にかかる時間が減少し、看護師としてのアイデンティティやそれまでの認定看護師としての自律的な活動を放棄し、看護ではない業務とそれに対する過重な責任を負うことになり、そのことが水準の高い安全な看護を受ける権利を患者から奪ってしまうことにならないかという疑念もある。

看護界を二分したまま施行された特定行為研修を無批判に持ち込む乱暴さ

そもそも特定行為研修制度の議論の際に、看護界は賛成・反対の両論で大きく分かれたが、できるだけ合意形成する方向での話し合いや説明が不十分なまま、保助看法改正をしてまで制度を推進する舵取りをした日本看護協会のやり方は問題だったと思う。今なお、特定行為の解釈や考え方をめぐって様々な意見があり、どう考えるかによって制度に対する賛否が分かれる。特定行為研修制度が法律に規定されてしまった以上、行政がそれを推進する方向に向かうのは当然であ

るが、制度自体の合意形成が不十分なままなので、制度を進めていく際に様々な問題が噴き出し
てくるのだと思う。今回の認定看護師教育の再構築は国の制度ではないが、看護界全体の大切な
制度であることは確かで、日本看護協会は特定行為研修制度の時と同じ轍を踏もうとしているよ
うに見える。

看護界全体の合意形成を図るべき

認定看護師教育課程に特定行為研修プログラムを組み込むという改革は、特定行為研修制度に
どんな影響をもたらすのか。日本看護協会は認定看護師教育と特定行為研修をドッキングさせた
新たな特定行為研修制度を提案するつもりなのか、それともただ単に手順書に基づいて特定行為
ができる認定看護師を育成したいのか。前者であれば、現行の特定行為研修を無力化すること
になり意味がある。そのためにはまず、現行の38の特定行為を見直すことが大前提で、さらに特定
行為研修だけよりも認定看護師教育と組み合わせることの優位性を根拠を持って示す必要がある
だろう。少なくとも日本看護協会は特定行為研修単独の受講では十分な看護実践能力の獲得は望
めないと判断したから認定看護師教育に組み込むことを考えたのだろうから、そこには何らかの
戦略があるのではないかと思いたい。むしろ戦略を示して、当事者である認定看護師をはじめ看
護界全体の合意形成に努める必要があると思う。

現行の特定行為研修制度には、研修プログラムの内容や研修機関の質の問題だけでなく、行為
の選択や受講修了者の働き方や処遇、医師や同僚看護師との関係性、受講費用や研修時間の保
障、地域・在宅におけるケア提供にどれだけ適用できるのかといった様々な問題がある。それら
の問題を整理し、制度自体の存亡を問う改革戦略を提示し、看護の発展に資するような議論を巻
き起こしていきたい。

文責：岡谷恵子